

「観光・伝統・食関連」産業連携事業緊急支援補助金 FAQ

※補助金交付要領や募集案内をご覧の上、詳細をご確認ください。

No.	想定質問	回 答	備考、参照
○補助の対象となる方			
1	京都府内に事業所等を有するとは、 どういうことですか。	本事業を遂行する本社・本店、支店、営業所、事業所、研究所等が京都府内にあり、事業（営利）活動の実態があることをいいます。	募集案内「2 補助金の対象となる方」P 5
2	京都府内本店だが、事業を実施する店舗が支店の場合でも対象となりますか。	当該支店において、事業（営利）活動の実態がありましたら、対象となります。	募集案内「2 補助金の対象となる方」P 5
3	京都府内本店だが、事業を行う府内2店舗(支店) だけで申請することは可能か	これまで取り組んでこなかった新たな取組を共同で行う場合は、同一事業者の異なる府内の店舗(支店)であっても対象となります。	補助金交付要領第2条(3)
4	京都府内に本社・本店はないが、支店がある場合は、対象となりますか。	京都府内に、本事業を遂行する支店(店舗)などの拠点があり、事業（営利）活動の実態がある場合は対象となります。	募集案内「2 補助金の対象となる方」P 5～
5	京都府内本社の事業者と、京都府内に事業所等のない他府県の事業者が 組む場合は対象となりますか。	京都府内に事業所等がない事業者は、対象となりません。府内に事業所等を有する2以上の事業者であることが必要です。	募集案内「2 補助金の対象となる方」P 5～
6	大企業や、大企業の子会社は対象か	対象となりますが、「大企業」（「みなし大企業」を含む）は代表事業者になれないため、他の対象となる事業者との連携が必要です。	補助金交付要領第2条(2) 募集案内「2 補助金の対象となる方」P 6・7
7	同一の事業者が、異なる企業等グループに参画し、異なるプロジェクトの申請を行うことはできますか。	申請は可能です。ただし、同一のグループ等、同一経費を重複して申請はできません。 なお、複数の申請をされた場合も、1事業者当たり合計500万円を超える交付を受けることは出来ません。	交付要領第4条(別表2) 「補助額」※3
8	これから起業する個人又は法人は対象ですか。	申請される時点で、開業(開業届又は法人登記)されており、事業(営利)活動の実績が書類上で確認できる場合は対象となります。	募集案内「9 申請方法、提出書類について」P 20～
9	補助事業名に「観光・伝統・食関連」とあるが、それ以外の業種は対象とならないのか。	観光産業、伝統産業、食産業に関連するテーマで新たな事業を共同で行われる幅広い業種の方を対象としています。	募集案内「はじめに」P 1、 「2 補助金の対象となる方」P 5～
10	農家など農林漁業者は企業等に該当しますか。	法人又は個人事業主として事業(営利)活動を行っている事業者については、対象となります。	チラシ 募集案内「2 補助金の対象となる方」P 5～
11	グループとあるが、協議会などを設立する必要がありますか。	グループの構築に当たっては、任意団体等の設立までは不要です。	チラシ

○補助対象となる事業			
12	観光産業とは、具体的にどのような産業が対象ですか。	宿泊や飲食業、土産物店など、観光客を対象に誘客や消費喚起する取組を想定していますが、テーマに関する幅広い業種の方を対象としています。	募集案内「3補助の対象となる事業」P10
13	伝統産業とは、具体的にどのような産業が対象ですか。	伝統産業とは、伝統的な技術と技法で、日本の文化や生活に結びついている製品などを作り出す産業のことであり、府の京もの指定工芸品、京もの技術活用品、府内市町村が指定する伝統工芸品を活用した産業を言いますが、テーマに関する幅広い業種の方を対象としています。	募集案内「3補助の対象となる事業」P10
14	食産業とは、具体的にどのような産業が対象となるのか。	主に食材の生産や加工、製造、販売、飲食店における新商品・サービスの開発や販路開拓などの取組を想定していますが、テーマに関する幅広い業種の方を対象としています。	募集案内「3補助の対象となる事業」P10
15	観光産業、伝統産業、食産業に関するテーマかどうか、どのように判断されるのか。	申請される事業が、関連するテーマであることが分かるように、提案書及び交付申請書に具体的にご記載ください。	募集案内「3補助の対象となる事業」P10
○申請方法、提出書類等			
16	交付申請書などの書類は、誰が提出すればよいのか。	原則として、代表事業者が、提案書（様式第1号）・構成事業者一覧表（様式第1号別紙）に、構成事業者毎の交付申請書（様式第1号の2）・添付書類を加えて京都産業21に提出ください。	募集案内「9申請方法、提出書類について」P20～
17	個人や企業情報が含まれるため、交付申請書や添付書類を構成事業者毎に個々に提出することはできませんか。	原則として、代表事業者がとりまとめたの提出をお願いしていますが、個別提出を希望される場合は、以下に注意ください。 ・代表事業者においては個別提出の事業者名が分かるようにメモの添付や一覧表へのメモ書き、 ・個別提出される事業者においては提案書(写)を同封するなど、個別提出であることや所属するグループが分かるようにしてください。 なお、1事業者でも期限に遅れた場合は提出がなかったものとして扱いますので、ご注意ください。	募集案内「9申請方法、提出書類について」P20、21とりまとめ(例)
18	京都府内本店だが、申請(補助事業を実施)するのが支店の場合、申請書の代表者欄は誰の名前にすればよいのか。	原則として、法人の代表者となります。補助金の受領を含め権限が委任されていれば、支店長等でも可となりますが、委任状など委任内容が分かる書類を添付ください。	交付申請書(様式第1号の2)
19	京都府内2支店が申請する場合、提案書と併せて、支店毎に交付申請書を2つ提出しなければならないか。	支店毎に交付申請書の提出が必要です。それぞれが担う役割等を具体的に記載ください。	提案書(様式第1号)、交付申請書(様式第1号の2)
20	組合内で連携して申請する場合は、組合だけ交付申請書を提出すれば良いのか。	「提案書」と併せて、申請事業を行う組合員毎に交付申請書等の提出が必要です。また、組合の支出がある場合は、組合の交付申請書も必要です。なお、組合は構成事業者数にはカウントしません。	交付要領第4条(別表2)「補助額」※1
7	同一の事業者が、異なる企業等グループに参画し、異なるプロジェクトの申請を行うことはできますか。(再掲)	申請は可能です。ただし、同一のグループ等、同一経費を重複して申請はできません。なお、複数の申請をされた場合も、1事業者当たり合計500万円を超える交付を受けることは出来ません。	交付要領第4条(別表2)「補助額」※3

21	どのような方法での提出が必要ですか。	提出先に「郵送」にてお願いします。 なお、原則として、代表事業者がとりまとめて提出ください。	
22	京都市や他の市町村が行う補助金に同じテーマで重複して申請できるか	当該市町村に予め御確認ください。	募集案内「重要説明事項7」P3
○補助金上限額			
23	1事業者の補助金申請額が20万円を超えることは出来ませんか。	グループとしての補助額の上限額の算定基準であるため、グループ内の合意を前提として、1事業者が20万円を超えることは可能です。役割分担等に応じて適切に配分してください。	募集案内「4補助金の額(補助率)」P11
24	加算される10～100万円は、共同事業の共通経費に必ず使う必要がありますか。	グループとしての補助額の上限額の算定基準であるため、グループ内の合意を前提として、付随する各事業者の事業に配分することが可能です。役割分担等に応じて適切に配分してください。	募集案内「4補助金の額(補助率)」P11
○補助対象経費・補助対象外経費			
25	新しく弁当販売を始めるが、テスト的に販売したり、新メニューの開発を行う際の材料代は対象か	テスト販売における材料費などは対象となります。ただし、テスト販売でも、期間(30日以内)・実施方法など要件がありますので、交付要領、募集案内を御確認ください。	交付要領第4条(別表2) 募集案内「◎テスト販売等について」P18
26	新しく弁当販売を始めるため、配達用バイクに付属品を装備するが対象となりますか	付属品を装備が新たな取組に使用が限定されるものであれば、対象となります。ただし、通常の営業等にも利用するなど汎用性があり、目的外使用になり得るものは対象外となります。配達トランク付きのバイクを購入する場合など、付属品の価格が明確でない場合は、本体の販売価格を引いた金額を付属品の価格とします。	募集案内「5補助対象経費」P12～、「6補助対象外経費」P18
27	構成事業者間での補助事業に係る受発注取引も対象となるか。	構成事業者間での取引に係る経費は補助対象外になります。	交付要領第4条(別表2) 募集案内「6補助対象外経費」P18
28	インターネットの利用料も対象となるか	利用料等の通信費は補助対象外となります。	交付要領第4条(別表2) 募集案内「5補助対象経費」P17
29	テスト販売とは何ですか	補助事業で開発等を行った試作品を、限定された期間(連続する30日以内)に、不特定多数の人に試験的に販売し、商品の仕様・顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるものをいいます。募集案内に詳細を記載しておりますので必ずご確認ください。	交付要領第4条(別表2) 募集案内「◎テスト販売等について」P18

30	京都府外の店舗に設置する備品や設備についても、補助対象となりますか。	京都府内に有する事業所等で実施される事業を対象としており、府外のもの是对象外となります。ただし、展示会等のように京都府外での活動が性質上当然に必要とされるものは除きます。	
31	古くなった既存設備の更新（導入）は補助対象となりますか。	新しい取組に要する経費を対象としており、買い換え（更新）は対象外となります。	

○評価、交付決定

32	申請が多数となった場合には、申請額から減額される可能性がありますか。	予算の範囲内での支援となりますので、減額等となる場合があります。	募集案内「11評価（選考）の仕組みと評価後の手続」P23
33	申請が予算額に達しない場合においても、不採択となる場合がありますか。	補助要件を満たしていない場合など、不採択となる場合もありますので、要件等をご確認ください。	募集案内「11評価（選考）の仕組みと評価後の手続」P23
34	補助金交付決定は、いつ頃になりますか。	募集期間終了（令和3年3月25日締切）後に評価等を行い、5月を目処に交付決定（採択・不採択）等の御連絡を予定しております。	募集案内「実施手続の流れ」P4

○補助金の交付、その他

35	補助金の支払時期はいつになりますか。	・事業完了後、実績報告書、支払確認等の書類を提出いただき、産業21で確認します。 ・内容等に不備がなければ、提出資料が揃ってから1ヶ月程度で「額の確定通知」を发出し、その後、請求書を提出いただき、その提出を受け付けた後、約2週間で交付する予定です。 事業期間終了（8月末）前後など申請が混み合った場合、更に時間を要する場合があります。	募集案内「実施手続の流れ」P4
36	概算払を希望する場合は、どうすれば良いのか。	交付決定通知以降に、概算払申請書（様式第5号）を京都産業21に提出する必要がありますが、まず京都産業21に御相談ください。 ただし、支払額が確定している経費のみが対象です。	交付要領第13条
37	この補助金は、「助け合いの輪」推進補助金と同じですか。	別の制度となりますので、要件など交付要領や募集案内等で御確認の上、申請をお願いします。	